

厚木市複合施設等整備検討委員会規則

(設置)

第1条 厚木市中町における複合施設（図書館、（仮称）こども未来館、市庁舎等をもって構成する複合施設をいう。）及びその周辺環境（以下これらを「複合施設等」という。）の整備等について検討するため、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）第2条第2項の規定に基づき、厚木市複合施設等整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 複合施設等の基本計画に関すること。
- (2) その他複合施設等の整備等に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、25人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成31年11月29日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市街地整備課で処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年11月30日から施行する。
- 2 この規則は、平成31年11月29日限り、その効力を失う。

厚木市複合施設等整備検討委員会の会議等の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、厚木市複合施設等整備検討委員会（以下「委員会」という。）の会議等を公開することによって、その審議状況を市民に明らかにし、市民参加による市政の推進に寄与することを目的とする。

(会議の公開の基準)

第2条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号）第31条第3項及び厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号。以下「条例」という。）第26条の規定により、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において、条例第7条の各号の規定に該当する情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

2 前項の規定により非公開とする場合は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が委員会に諮って決定する。

(公開の方法等)

第3条 委員会の会議の公開の方法等は、次のとおりとする。

- (1) 委員会の会議のうち、公開で行う会議については、会議会場（以下「会場」という。）に傍聴席を設け、公開を行うものとする。
- (2) 傍聴人の定員は、5人以内とする。
- (3) 傍聴の申込みは当日の受付とし、申込者数が定員を超えた場合は、抽選で決定するものとする。

2 委員長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴人に退席を命ずることができる。

(公開の周知)

第4条 委員会の会議を公開する場合は、会議の開催日時、場所、議題、傍聴人の定員等を市政情報コーナーに掲示するとともに、厚木市ホームページ等により広く市民への周知に努めるものとする。

2 当該会議の公開の周知は、開催日のおおむね2週間前に行うものとする。

(資料の配布及び閲覧)

第5条 会議に提出した資料のうち、会議次第については、傍聴者に配布するものとする。その他の資料については、委員長があらかじめ認めた場合は、会議入場時に貸与し、退出時に返却させるものとする。

(遵守事項)

第6条 傍聴者の遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 委員長の許可なく会議の様態を撮影又は録音しないこと。
- (2) 委員等の発言に対し、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。
- (3) その他会議の秩序を乱したり、妨げになるような行為をしないこと。

(会議録の公開)

第7条 委員長は、委員会の会議の概要を要点筆記した会議録を会議終了後速やかに作成し、市政情報コーナーに備え置き、閲覧に供するとともに、厚木市ホームページ等を利用した情報提供に努めなければならない。

2 市政情報コーナーに備え置く会議録には、会議資料を添付しなければならない。ただし、個人情報に該当する等公開になじまない箇所がある場合は、所要の措置を講じなければならない。

3 会議録等の公開期間は、当該公開の日から1年間とする。

(庶務)

第8条 委員会の公開に関する庶務は、委員会の庶務担当課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の会議等の公開に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月30日から施行する。